魚津市公告第67号

令和7年度定期予防接種(B類疾病)の実施について

予防接種法 (昭和23年法律第68号) 第 5 条第 1 項の規定により定期予防接種 (B類疾病) を実施するので、予防接種法施行令 (昭和23年政令第197号) 第 5 条の規定により公告する。

令和7年9月11日

魚津市長 村椿 晃

1 予防接種の種類、対象者の範囲、予防接種を行う期間及び場所

	<u></u> ₩/.	코 마나 나는 소프 소 스 > Hu HH	±1	拉在旧 字
対象疾病	凹 釵	予防接種を行う期間	対象者	接種場所
インフルエンザ	1 回	令和7年10月1日 から	・65歳以上の者 ・60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸 器の機能に自己の身辺の日 常生活活動が極度に制限さ	別表の
新型コロナウイ ルス感染症	1 回	令和8年1月31日 まで	れる程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者	

- 2 予防接種を受けるに当たって注意すべき事項
 - (1) 次に掲げる者は予防接種を受けることが適当でない者とする。
 - ア 明らかな発熱 (通常37.5℃以上) のある者
 - イ 重篤な急性疾患にかかっている者
 - ウ 当該疾病に係る予防接種の成分でアナフィラキシーショックを起こ したことがある者
 - エ (インフルエンザの場合)当該疾病に係る予防接種で、接種後2日 以内に発熱したことがある者及び全身性発疹等のアレルギー症状がみ られたことがある者
 - オ (新型コロナウイルス感染症の場合)接種液の成分に対しアナフィ ラキシーなど重度の過敏症の既往歴のある者
 - カ そのほか、予防接種を受けることが不適当であると医師が判断した 者
 - (2) その他、予防接種を受ける者が注意すべき事項は、別に配布する 「インフルエンザ予防接種、新型コロナウイルス感染症予防接種のお 知らせ」のとおりとする。

別表 個別接種を実施する医療機関 (B類疾病)

		対象疾病		
実施場所(医療機関・施設名)	所 在 地	インフルエンザ	新型コロナ ウイルス感染症	
青山内科	仏田3303	0	0	
ありそクリニック	北鬼江1-5-25	0	0	
いなば小児科医院	本新町21-2	0	0	
魚津神経サナトリウム	江口1784-1	0	-	
魚津病院	友道789	0	0	
魚津病院 介護医療院	友道789	0	0	
魚津緑ヶ丘病院	大光寺287	0	0	
浦田クリニック	本江1-26	0	0	
扇谷医院	友道1797	0	0	
大﨑クリニック	寿町4-5	0	0	
かごうら皮ふ科クリニック	吉島1-706	0	-	
片貝診療所	島尻850-1	0	-	
加納耳鼻咽喉科医院	吉島1-4-23	0	0	
吉島内科クリニック	吉島750-2	0	0	
こうちウィメンズクリニック	吉島1-8-10	0	_	
沢口胃腸科クリニック	火の宮町1-7	\circ	\circ	
新川病院	住吉236	\circ	\circ	
羽田内科医院	新金屋1-10-8	\circ	\circ	
平野クリニック	本江1399	0	\circ	
深川病院	東尾崎3484-1	\circ	\circ	
船﨑内科小児科医院	本町1-3-18	0	0	
桝崎クリニック	北鬼江2-20-26	\circ	\circ	
みのう医科歯科クリニック	北鬼江2780-10	0	0	
宮本内科小児科医院	新角川1-7-22	0	0	
ゆたかクリニック	大海寺野6020-1	0	0	
富山労災病院	六郎丸992	0	0	
魚津老人保健施設	友道789	0	0	
新川老人保健施設	住吉236	0	0	
老人保健施設ちょうろく	石垣389	0	0	
介護療養型老人保健施設ちょうろく	石垣389	0	0	